

職員が子育てを両立させる事ができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員が、その能力を充分発揮できるようにする為、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間

平成 30 年 2 月 2 日～平成 35 年 2 月 1 日までの 5 年間

2、内容

目標1:  
産前産後休暇、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度を周知し、安心して働ける職場環境を整える。

<対策>

- ・平成 30 年 3 月～ 関係職員の具体的なニーズ調査。  
周知する内容の検討、必要に応じて資料作成する。
- ・平成 31 年 4 月～ 社内の会議等で、幹部職員に周知徹底後、全職員に周知する。  
資料等職員がいつでも見れるよう配置する。

目標2:  
妊娠中や産休、産休復帰後の女性社員のための、相談窓口を設置する。

- ・平成 31 年 7 月～ 妊娠中及び出産後の労働者に対する制度の相談窓口の設置。
- ・平成 32 年 8 月～ 関係職員の具体的なニーズ調査  
出産後の女性が働きやすい環境を整備する。